

高知市長定例記者

会見

■ 令和6年7月5日（金）10時～

■ 本庁舎6階会議室

1 開 会

2 市長から説明

THEME

- ① パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会への出場選手・審判紹介
- ② 高知市結婚新生活支援事業費補助金受付開始
- ③ 低所得者支援・定額減税補足給付金給付事業の実施

3 フリー質問

4 閉 会



配布資料

○ テーマ資料一式

パリ2024オリンピック(7月26日～8月11日)・パリ2024パラリンピック(8月28日～9月8日)に出場予定の、高知市出身や高知市在住等高知市にゆかりのある選手・審判の皆さんを紹介します。

パリ2024オリンピック



きよおか こうたろう
清岡 幸太郎 選手
レスリングフリー
スタイル65キロ級

高知市出身。高知南高卒。昨年末の全日本選手権では、準決勝で東京五輪金の乙黒拓斗選手を破るなど破竹の勢いで優勝。4月19日にキルギスで開催されたアジア大会で、代表決定戦となる準決勝を制し、パリオリンピック初出場が内定。



さとみ まりこ
里見 真理子 審判
ビーチバレー

高知市在住。西宮東高卒。2006年、国際バレーボール連盟の国際審判員となる。数々の国際試合を仕切り、オリンピックはリオ(16年)、東京(21年)に続いて3度目の出場決定。ビーチバレーの審判員として国内から唯一派遣。

パリ2024パラリンピック



ふじはら だいすけ
藤原 大輔 選手
バドミントン男子
シングルス(SL3)

高知市出身。高知西高卒。2020東京パラリンピック混合ダブルスの腕や足に障害のあるクラスで銅メダルを獲得。男子シングルス(下肢障がい立位クラスSL3)で2大会連続のパラリンピック出場内定。



おにだに けいこ
鬼谷 慶子 選手
女子円盤投げ
(座位F53)

高知市出身。高知学芸中・高卒。5月に開催されたパラ陸上世界選手権女子円盤投げ(座位F53)で、初出場ながら14m49cmというアジア記録で銀メダルを獲得。目標としていたパラリンピックへの出場内定。



いけ ゆきのが
池 透暢 選手
車いすラグビー

高知市出身。高知南高卒。2014年車いすラグビー日本代表のキャプテンに任命される。2016年リオ、2020年東京パラリンピックに出場しそれぞれ銅メダルを獲得。2023年の国際大会で優勝しパリ大会の出場権を獲得。3大会連続のパラリンピックへの出場内定。

1 概要

高知市で結婚またはパートナーシップ登録して、新生活を始める新婚世帯等の経済的不安の軽減を図るため、住宅賃借費用や引越費用に対し補助金を交付する。

2 申請期間

令和6年7月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

3 補助金額

最大30万円。親世帯と同居または近居（※）の場合は45万円。

※近居とは：新婚夫婦等と親世帯が同一小学校区内に住んでいる、または新婚夫婦等と親世帯との住宅が直線距離でおおむね5 km以内であること。

4 補助対象費用

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に新居のために支払った①②の費用の合計額

- ① 住宅賃借費用：賃貸住宅の家賃、共益費、礼金、仲介手数料
 ※家賃及び共益費は、上限3か月分
 ※敷金は対象外
- ② 引越費用…引越業者又は運送業者へ支払った代金
 ※賃貸住宅への引越しに限らず、住宅を取得した場合に係る引越費用も対象



令和6年度 高知市結婚新生活支援事業補助金

- 対象者**
- 以下の①～③の全てを満たす夫婦等（夫婦、高知市パートナーシップ登録をした方）が対象です。
- ①ともに婚姻日・パートナーシップ登録日における年齢が39歳以下であること
 - ②令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届けを提出し、受理された夫婦または高知市パートナーシップ登録証の交付を受けた方であること
 - ③令和5年中の夫婦等の所得合計が500万円未満であること

申請期限
 令和7年
 3/31まで

お問い合わせ先

高知市こども政策課 ☎ 088-803-5067

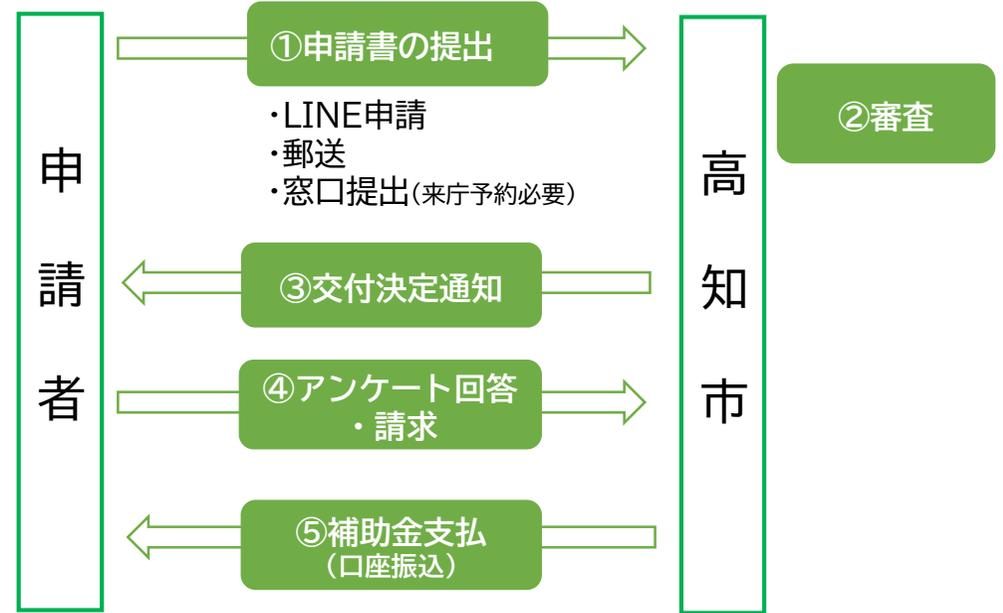
詳しくは裏面をご覧ください。

5 補助対象者

①～⑧のすべての項目に該当する方

- ① **令和6年1月1日から令和7年3月31日**の間に婚姻届を提出し受理された夫婦、または高知市パートナーシップ登録制度により登録証の交付を受けた者
- ② 夫婦等共に婚姻日・パートナーシップ登録日における年齢が**39歳以下**であること
- ③ 令和5年中の夫婦等の所得の合計額が**500万円未満**であること（奨学金の返済を現に行っている場合は控除可）
- ④ 対象となる世帯の住宅が市内にあり、申請時点で夫婦等の双方又は一方が本市に住民登録されていること
- ⑤ 夫婦等のいずれもが暴力団員等ではないこと
- ⑥ 夫婦等のいずれもが過去に婚姻等に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと
- ⑦ 夫婦等のいずれもが市税、県税等の滞納がないこと
- ⑧ 婚姻日等から起算して1年以上継続して本市に居住する意があること

6 申請の流れ



※①～⑤に要する期間はおよそ1～2か月程度

7 申請に必要な書類

すべての方に提出いただくもの

- ① 交付申請書
- ② 住民票の写し
- ③ 婚姻後の戸籍謄本、婚姻届受理証明書
または高知市パートナーシップ登録証の写し
- ④ 所得証明書
- ⑤ 住宅手当支給証明書

※②は申請時点で本市に住民登録している方、④は令和6年1月1日時点で本市に住民登録されている方であって、それぞれ市が調査することに同意した場合は提出不要

申請内容に応じて提出いただくもの

- ・貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
- ・賃貸借契約書の写し
- ・領収書の写し(住宅賃借費用、引越費用)

<親世帯と同居、近居の場合>

- ・親世帯の住民票の写し
- ・親世帯の同意書
- ・申請される世帯と親世帯との続柄が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本の写し
- ・親世帯の住宅との位置関係が分かるもの

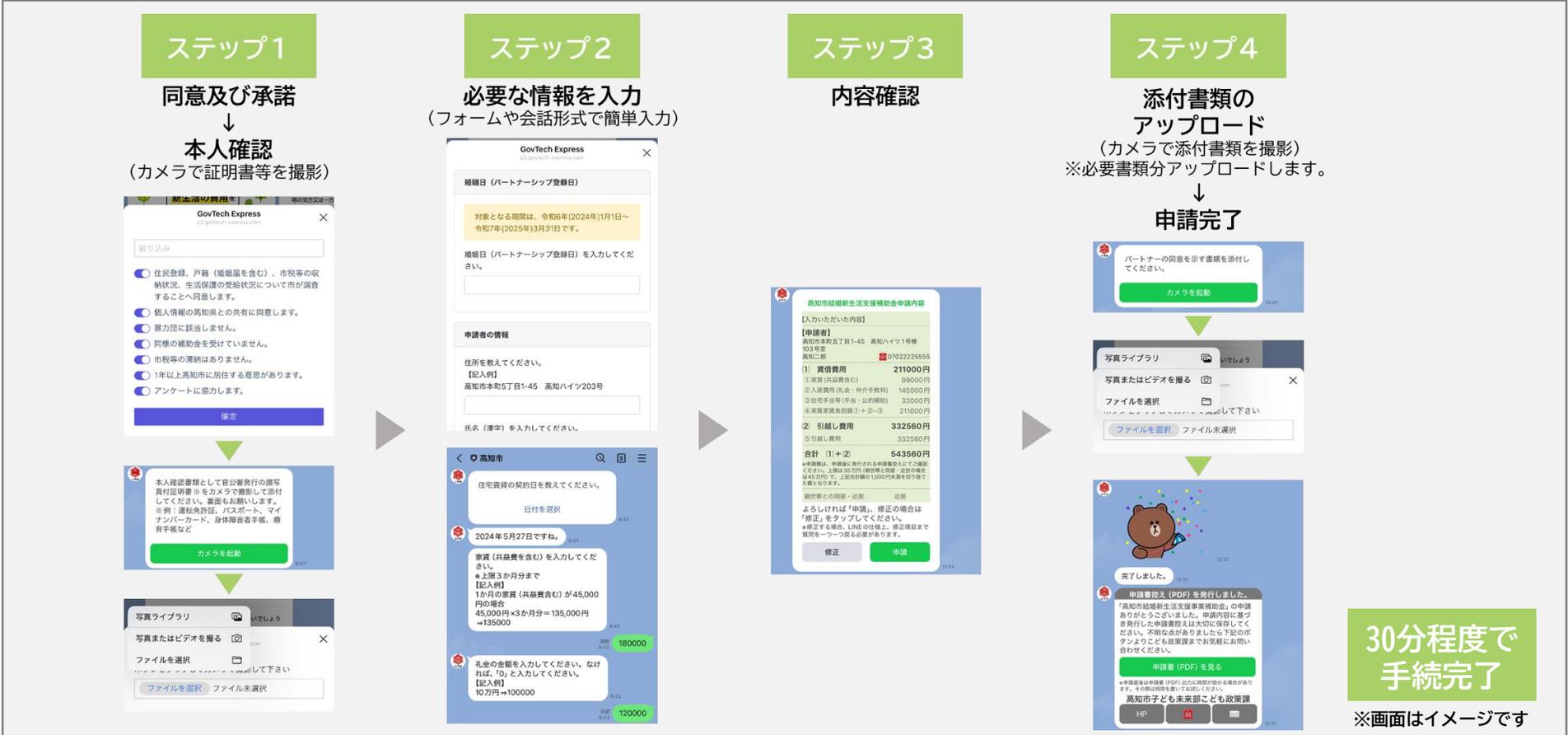
など

8

LINEを使った申請について

7月8日(月)から開始

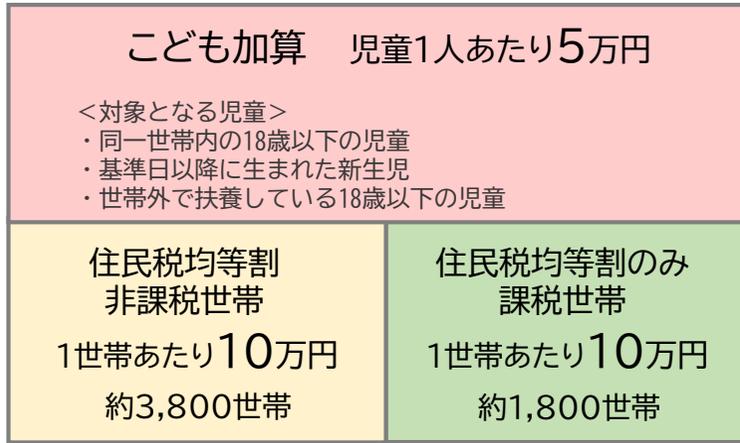
本補助金が若い世代を対象にしていることから、窓口・郵送受付に加え、若者の利用が多い「LINE」を使用した申請受付を実施。
(事前に高知市LINE公式アカウントを友達に追加する必要があります。)



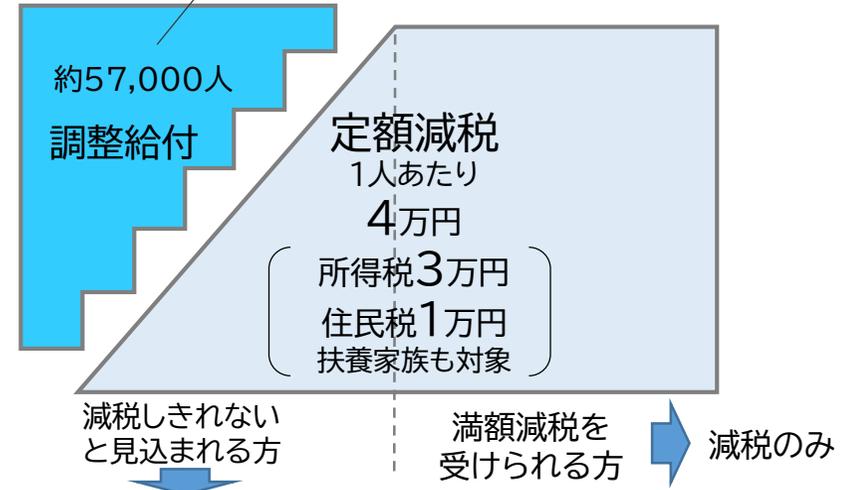
- ・本人確認は顔写真付公的証明書をスマートフォンのカメラで撮影⇒アップロードする形で実施
- ・添付書類もスマートフォンのカメラで撮影⇒アップロードで完了(申請前にすべての書類を手元に用意する必要があります。)
- ・申請後の交付申請書(控え)送付や交付決定通知、請求手続などのやり取りも基本的にLINE上で完結
- ・窓口・郵送受付よりも補助金交付までの日数を1週間程度短縮
- ・LINEのサーバーにはデータを保存しない方式をとることでセキュリティにも配慮

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響により最も切実に苦しんでいる低所得世帯へ1世帯当たり10万円（18歳以下の児童を扶養している世帯は1児童当たり5万円を加算）を給付するとともに、所得税又は住民税所得割の納税義務者には定額減税しきれない場合に減税との差額を給付します。

高知市生活支援給付金(第3期)



高知市定額減税補足給付金(調整給付)



対象	<p>新たに令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯</p> <p>※住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯を除く ※令和6年1～5月実施の生活支援給付金(第2期)の対象世帯は除く</p>	<p>新たに令和6年度の住民税所得割が課税されておらず、うち少なくとも1人が令和6年度住民税均等割のみが課税されている世帯</p>	<p>令和6年分推計所得税から3万円×(本人+扶養人数), 令和6年度分個人住民税から1万円×(本人+扶養人数)の定額減税をしきれないと見込まれる所得税/住民税所得割の納税義務者</p>
給付額	<p>基礎給付 1世帯当たり10万円 + こども加算 1児童当たり5万円</p>		<p>減税しきれないと見込まれる額 (1万円単位で切り上げ)</p>
基準日	<p>令和6年6月3日</p>		<p>実施主体決定日: 令和6年1月1日 事務処理基準日: 令和6年6月3日</p>

高知市生活支援給付金（第3期）・高知市定額減税補足給付金（調整給付）

1 支給手続き

通知文書	対象者	支給までの手続き	備考
①支給のお知らせ	公金受取口座の登録のある方	手続不要で指定日に支給	最短支給 振込口座の変更は手続必要
②支給要件確認書	支給のお知らせ対象者以外の支給要件の確認が必要な方	支給要件確認書の提出が必要 不備がなければ約2～4週間で支給	郵送での申請のほか オンラインでの申請も可能※

※オンライン申請はマイナンバーカードが必要です。

2 スケジュール

	高知市生活支援給付金（第3期）	高知市定額減税補足給付金（調整給付）
令和6年6月28日（金）	①「支給のお知らせ」発送（約2,300世帯）	
7月1日（月）	②「支給要件確認書」発送（約3,300世帯） オンライン申請開始※	
7月12日（金）		①「支給のお知らせ」発送（約33,000人）
7月16日（火）	給付開始	②「支給要件確認書」発送（約24,000人） オンライン申請開始※
7月30日（火）		給付開始
9月23日（月・祝）	オンライン申請終了	
9月30日（月）	「支給要件確認書」提出期限（必着）	

3 問合せ窓口

ご来庁された方

【相談・申請サポート窓口】

場所：本庁舎2階221会議室
（土・日、祝日を除く9時00分～17時00分）

お電話での問合せ

【高知市生活支援給付金（第3期）コールセンター】 <高知市生活支援給付金（第3期）>

☎050-3644-9007（土・日、祝日を除く8時30分～17時15分）

【高知市定額減税補足給付金コールセンター】 <高知市定額減税補足給付金（調整給付）>

☎050-3644-3557（土・日、祝日を除く8時30分～17時15分） ※7月12日開設